

OSS 申請共同利用システム 操作マニュアル

【代理人編 管理者業務】

令和7年3月

【2.3版】

【無断複製、転載、再配布厳禁】

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

目次

| | |
|------------------------|------|
| 1. 主な管理者業務の流れ | 1-1 |
| 1.1 主な管理者業務の流れと実施内容 | 1-1 |
| 1.1.1 代理人組織の新規追加時に行う業務 | 1-1 |
| 2. 代理人編_管理者業務 | 2-2 |
| 2.1 申請データ統計検索 | 2-2 |
| 2.1.1 申請データ統計検索 | 2-2 |
| 2.1.2 申請データ統計帳票 | 2-4 |
| 2.1.3 軽申請データ統計帳票 | 2-6 |
| 2.2 代理人ユーザー管理 | 2-8 |
| 2.2.1 代理人ユーザー検索 | 2-8 |
| 2.2.2 代理人ユーザー照会 | 2-10 |
| 2.2.3 代理人担当者ユーザー登録 | 2-12 |
| 2.2.4 代理人担当者ユーザー更新 | 2-13 |
| 2.2.5 代理人担当者ユーザー削除 | 2-14 |
| 2.2.6 ログインユーザーパスワード更新 | 2-15 |
| 2.2.7 代理人ユーザーパスワード再設定 | 2-16 |
| 2.2.8 代理人管理者ユーザー更新 | 2-17 |
| 2.2.9 代理人拠点管理者ユーザー登録 | 2-18 |
| 2.2.10 代理人拠点管理者ユーザー更新 | 2-19 |
| 2.2.11 代理人拠点管理者ユーザー削除 | 2-20 |
| 2.3 代理人組織管理 | 2-21 |
| 2.3.1 代理人組織検索 | 2-21 |
| 2.3.2 代理人組織照会 | 2-22 |
| 2.3.3 代理人組織更新 | 2-23 |
| 2.3.4 代理人証明書照会 | 2-24 |
| 2.3.5 代理人証明書更新 | 2-25 |
| 2.3.6 代理人証明書登録 | 2-27 |
| 2.4 代理人拠点管理 | 2-28 |
| 2.4.1 代理人拠点検索 | 2-28 |
| 2.4.2 代理人拠点照会 | 2-30 |
| 2.4.3 代理人拠点登録 | 2-32 |
| 2.4.4 代理人拠点更新 | 2-34 |
| 2.4.5 代理人拠点削除 | 2-36 |
| 2.4.6 一括利用者アカウント登録 | 2-37 |
| 2.4.7 一括利用者アカウント更新 | 2-39 |
| 2.4.8 一括利用者アカウント削除 | 2-41 |

| | |
|----------------------------|------|
| 2.4.9 軽一括利用者アカウント登録 | 2-42 |
| 2.4.10 軽一括利用者アカウント更新..... | 2-44 |
| 2.4.11 軽一括利用者アカウント削除..... | 2-46 |
| 2.4.12 会員照会 | 2-47 |
| 2.4.13 会員登録..... | 2-48 |
| 2.4.14 会員更新 | 2-49 |
| 2.4.15 会員削除 | 2-50 |
| 2.4.16 API キー登録..... | 2-51 |
| 2.4.17 会員依頼人拠点照会 | 2-52 |
| 2.4.18 会員依頼人拠点更新 | 2-53 |
| 2.4.19 入力補助(依頼人組織検索) | 2-54 |
| 2.5 ファイル管理 | 2-56 |
| 2.5.1 ファイル検索..... | 2-56 |

1. 主な管理者業務の流れ

1.1 主な管理者業務の流れと実施内容

1.1.1 代理人組織の新規追加時に行う業務

本システムを利用するに当たり、管理者が行う業務の流れと実施内容について以下に示す。

代理人組織の新規追加時に行う業務フロー(概要)

1. 代理人組織と管理者の作成 (管理人業務)

| | |
|----------------|---------|
| ① 代理人組織登録 | ※管理人が実施 |
| ② 代理人管理者ユーザー登録 | ※管理人が実施 |
| ③ ログイン情報の通知 | ※管理人が実施 |

2. 代理人組織と拠点の管理 (代理人業務)

| | |
|--|--|
| ① ログイン | 管理人から通知された情報でログインし、パスワードを変更する。(初回ログイン時のみ) |
| ② 代理人証明書登録 2.3.6 参照 | 「代理人組織管理」から「代理人組織照会」を行い、「代理人証明書登録」を行う。 |
| ③ 代理人証明書更新 2.3.5 参照 | 「代理人組織管理」から「代理人証明書照会」を行い、「代理人証明書更新」を行う。 |
| ④ 代理人拠点登録 2.4.3 参照 | 「代理人拠点管理」から代理人拠点登録を行う。 |
| ⑤ 一括利用者アカウント登録 軽一括利用者アカウント登録 2.4.6及び2.4.9 参照 | 「代理人拠点管理」から新規登録した代理人拠点を照会し、「一括利用者アカウント登録」「軽一括利用者アカウント登録」を行う。 |
| ⑥ 会員登録(必要な場合) 2.4.13 参照 | 「代理人拠点管理」から新規登録した代理人拠点を照会し、「会員登録」を行う。 |
| ⑦ 代理人担当者ユーザー登録 2.2.3 参照 | 「代理人ユーザー管理」から「代理人担当者ユーザー登録」を行う。 |

図 1-1 代理人組織の新規追加時に行う業務フロー(概要)

依頼人組織の新規参画時に行う業務フロー(概要)

1. 会員登録依頼 (依頼人)

| | |
|----------|---------------------|
| ① 会員登録依頼 | ※依頼人管理者が実施(システム外作業) |
|----------|---------------------|

2. 会員登録 (代理人業務)

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| ① 会員登録 2.4.13 参照 | 「代理人拠点管理」から依頼された代理人拠点を照会し、「会員登録」を行う。 |
| ② 会員登録完了連絡 | 依頼人管理者に会員登録が完了した旨を連絡する。(システム外作業) |

図 1-2 依頼人組織の新規参画時に行う業務フロー (概要)

2. 代理人編_管理者業務

2.1 申請データ統計検索

申請データ統計検索への遷移を以下に示す。



図 2-1 申請データ統計検索への遷移

2.1.1 申請データ統計検索

(1) 概要

申請データ統計の検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) 申請データ統計検索

(a) レイアウト

申請データ統計検索画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-2 申請データ統計検索画面

(3) 入力項目

申請データ統計検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-1 申請データ統計検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|------|-----|--------|------|
| 【1】 | 対象年月 | — | — | — |
| 【2】 | 統計種別 | — | — | — |

(4) 特記事項

- ①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく代理人組織の全ての統計ファイルが表示される。

2.1.2 申請データ統計帳票

(1) 概要

(A) 帳票内容

手続種別、代理人拠点、依頼人組織毎に検査登録が完了した申請の件数を日別で出力する。

(B) 作成契機

月初サービス提供日に前月分の帳票が作成される。

(2) 帳票

(A) 申請データ統計

(a) レイアウト

申請データ統計帳票のレイアウトを以下に示す。

| 申請データ統計 | | 2022/12 | | 新車新規 | | 2022/12 | | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------|------------|-----------------|-------|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ID | 代理人拠点名 | 拠点コード | ID | 依頼人組織名 | 会員コード | 会員グループ名 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 |
| 500000001 | 行政書士利活用事務所OSS | 610001 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A101 | AAA東京 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000003 | 依頼人組織名200000000 | A104B | 代拠A04-依組B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000004 | 依頼人組織名200000000 | A104C | 代拠A04-依組C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000007 | 依頼人組織名200000000 | A104F | 代拠A04-依組F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000008 | 依頼人組織名200000000 | A104G | 代拠A04-依組G | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000010 | 依頼人組織名200000000 | A104I | 代拠A04-依組I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000002 | 行政書士利活用事務所OSS | 610002 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A102 | AAA東京A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000003 | 行政書士利活用事務所OSS | 610003 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A103 | AAA東京B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000004 | 行政書士利活用事務所OSS | 610004 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A104 | AAA東京C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000005 | 行政書士利活用事務所OSS | 610005 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A105 | AAA東京D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000006 | 行政書士利活用事務所OSS | 610006 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A106 | AAA東京E | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000007 | 行政書士利活用事務所OSS | 610007 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A107 | AAA東京F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000008 | 行政書士利活用事務所OSS | 610008 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A108 | AAA東京G | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000009 | 行政書士利活用事務所OSS | 610009 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A109 | AAA東京H | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000010 | 行政書士利活用事務所OSS | 610010 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A110 | AAA東京I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

図 2-3 申請データ統計帳票(1/2)

2 代理人編_管理者業務
 2.1 申請データ統計検索
 2.1.2 申請データ統計帳票

図 2-4 申請データ統計帳票(2/2)

(3) 出力項目の算出方法

申請データ統計帳票の出力項目の算出方法を以下に示す。

表 2-2 申請データ統計帳票の出力項目の算出方法

| 項番 | 項目名 | 算出方法 |
|----|-----|---|
| 1 | 件数 | 対象日に検査登録が完了した申請の件数を出力する。 申請件数が0件の場合は、0を出力する。 対象年月に存在しない日付は、値なしで出力する。 例) 2018年2月の場合、29、30、31日列は値なし 2017年5月の場合、全てに値が入る |

(4) 特記事項

特になし。

2.1.3 軽申請データ統計帳票

(1) 概要

(A) 帳票内容

手続種別、代理人拠点、依頼人組織毎に検査記録が完了した申請の件数を日別で出力する。

(B) 作成契機

月初サービス提供日に前月分の帳票が作成される。

(2) 帳票

(A) 軽申請データ統計

(a) レイアウト

軽申請データ統計帳票のレイアウトを以下に示す。

| 軽申請データ統計 | | 2022/12 | | (軽)新車新規 | | 依頼人組織 | | 2022/12 | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------|------------|-----------------|-------|-----------|----|---------|----|----|----|----|----|----|---|
| ID | 代理人拠点名 | 拠点コード | ID | 依頼人組織名 | 会員コード | 会員グループ名 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9 |
| 500000001 | 行政書士利活用事務所OSS | 610001 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A101 | AAA東京 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000003 | 依頼人組織名200000000 | A104B | 代拠AO4-依組B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000004 | 依頼人組織名200000000 | A104C | 代拠AO4-依組C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000007 | 依頼人組織名200000000 | A104F | 代拠AO4-依組F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000008 | 依頼人組織名200000000 | A104G | 代拠AO4-依組G | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1000000010 | 依頼人組織名200000000 | A104I | 代拠AO4-依組I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000002 | 行政書士利活用事務所OSS | 610002 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A102 | AAA東京A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000003 | 行政書士利活用事務所OSS | 610003 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A103 | AAA東京B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000004 | 行政書士利活用事務所OSS | 610004 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A104 | AAA東京C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000005 | 行政書士利活用事務所OSS | 610005 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A105 | AAA東京D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000006 | 行政書士利活用事務所OSS | 610006 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A106 | AAA東京E | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000007 | 行政書士利活用事務所OSS | 610007 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A107 | AAA東京F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000008 | 行政書士利活用事務所OSS | 610008 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A108 | AAA東京G | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000009 | 行政書士利活用事務所OSS | 610009 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A109 | AAA東京H | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500000010 | 行政書士利活用事務所OSS | 610010 | 1000000001 | 株式会社AAA東京販売 | A110 | AAA東京I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 個人 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 小計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

図 2-5 軽申請データ統計帳票(1/2)

図 2-6 軽申請データ統計帳票(2/2)

(3) 出力項目の算出方法

軽申請データ統計帳票の出力項目の算出方法を以下に示す。

表 2-3 軽申請データ統計帳票の出力項目の算出方法

| 項番 | 項目名 | 算出方法 |
|----|-----|--|
| 1 | 件数 | 対象日に検査記録が完了した申請の件数を出力する。 申請件数が0件の場合は、0を出力する。 対象年月に存在しない日付は、値なしで出力する。 例) 2019年2月の場合、29、30、31日列は値なし 2018年10月の場合、全てに値が入る |

(4) 特記事項

特になし。

2.2 代理人ユーザー管理

代理人ユーザー管理への遷移を以下に示す。

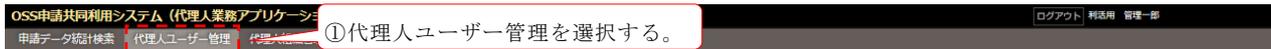


図 2-7 代理人ユーザー管理への遷移

2.2.1 代理人ユーザー検索

(1) 概要

代理人ユーザーの検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) 代理人ユーザー検索

(a) レイアウト

代理人ユーザー検索画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-8 代理人ユーザー検索画面

(3) 入力項目

代理人ユーザー検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-4 代理人ユーザー検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|---------|----------------------|---------|------|
| 【1】 | ログイン ID | 半角英数字 | 1～32 文字 | 前方一致 |
| 【2】 | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1～10 文字 | 部分一致 |
| 【3】 | 代理人拠点 | — | — | — |
| 【4】 | 権限 | — | — | — |

(4) 特記事項

- ①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく代理人組織の全ての代理人ユーザーが表示される。

2.2.2 代理人ユーザー照会

(1) 概要

代理人ユーザーを照会する。

(2) 画面

(A) 代理人ユーザー照会

(a) レイアウト

代理人ユーザー照会画面のレイアウトを以下に示す。

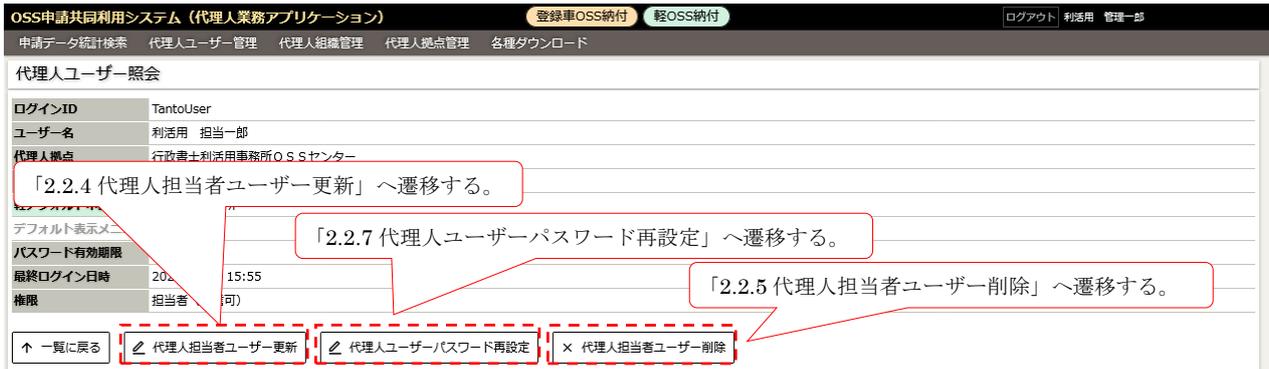


図 2-9 代理人ユーザー照会画面



図 2-10 代理人ユーザー照会画面のボタン表示例(1/2)



図 2-11 代理人ユーザー照会画面のボタン表示例(2/2)

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

(A) 代理人担当者ユーザー更新

代理人担当者ユーザー更新の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人担当者ユーザー更新が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人担当者ユーザーであること

(B) 代理人担当者ユーザー削除

代理人担当者ユーザー削除の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人担当者ユーザー削除が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人担当者ユーザーであること

(C) ログインユーザーパスワード更新

ログインユーザーパスワード更新は、ログイン ID に紐づく代理人ユーザーのみ利用可能。

(D) 代理人ユーザーパスワード再設定

代理人ユーザーパスワード再設定の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人ユーザーパスワード再設定が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人ユーザーであること

(E) 代理人管理者ユーザー更新

代理人管理者ユーザー更新の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人管理者ユーザー更新が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人管理者ユーザーであること

(F) 代理人拠点管理者ユーザー更新

代理人拠点管理者ユーザー更新の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人拠点管理者ユーザー更新が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人拠点管理者ユーザーであること

(G) 代理人拠点管理者ユーザー削除

代理人拠点管理者ユーザー削除の利用条件を以下に示す。

- ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人拠点管理者ユーザー削除が利用可能。
- ログインユーザーの「権限」が“管理者”であること
 - ログイン ID に紐づく代理人組織内の代理人拠点管理者ユーザーであること

2.2.3 代理人担当者ユーザー登録

(1) 概要

代理人担当者ユーザーを登録する。

(2) 画面

(A) 代理人担当者ユーザー登録

(a) レイアウト

代理人担当者ユーザー登録画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-12 代理人担当者ユーザー登録画面

(3) 入力項目

代理人担当者ユーザー登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-5 代理人担当者ユーザー登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------------|----------------------|---------|
| 【1】 | ログイン ID | 半角英数字 | 1~32 文字 |
| 【2】 | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1~10 文字 |
| 【3】 | パスワード | ユーザーパスワード | 8~39 文字 |
| 【4】 | 代理人拠点 | — | — |
| 【5】 | デフォルト申請先 | — | — |
| 【6】 | 軽デフォルト申請先 | — | — |
| 【7】 | デフォルト表示メニュー | — | — |
| 【8】 | 権限 | — | — |

(4) 特記事項

- ① 「ログイン ID」は、代理人ユーザー内で一意であり、既に登録済みの ID は登録不可。
- ② 「パスワード」は、大文字英字、小文字英字、数字、記号の 3 種類以上を組み合わせた値であること。
- ③ 「デフォルト申請先」は、継続検査、記載変更における依頼データ更新時の「申請先」の初期値となる。
- ④ 「軽デフォルト申請先」は、軽継続検査における依頼データ更新時の「申請先」の初期値となる。
- ⑤ 「デフォルト表示メニュー」は、ログイン後の「手続種別メニュー（メニューバー右部の手続種別等を選択するメニュー）」の初期値となる。

2.2.4 代理人担当者ユーザー更新

(1) 概要

代理人担当者ユーザーを更新する。

(2) 画面

(A) 代理人担当者ユーザー更新

(a) レイアウト

代理人担当者ユーザー更新画面のレイアウトを以下に示す。

①更新内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.2.2 代理人ユーザー照会」に遷移する。

図 2-13 代理人担当者ユーザー更新画面

(3) 入力項目

代理人担当者ユーザー更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-6 代理人担当者ユーザー更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------------|----------------------|---------|
| 【1】 | ログイン ID | 半角英数字 | 1～32 文字 |
| 【2】 | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1～10 文字 |
| 【3】 | 代理人拠点 | — | — |
| 【4】 | デフォルト申請先 | — | — |
| 【5】 | 軽デフォルト申請先 | — | — |
| 【6】 | デフォルト表示メニュー | — | — |
| 【7】 | 権限 | — | — |

(4) 特記事項

- ①代理人担当者ユーザー更新の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(A)を参照。
- ②「ログイン ID」は、代理人ユーザー内で一意であり、既に登録済みの ID は登録不可。
- ③「デフォルト申請先」は、継続検査、記載変更における依頼データ更新時の「申請先」の初期値となる。
- ④「軽デフォルト申請先」は、軽継続検査における依頼データ更新時の「申請先」の初期値となる。
- ⑤「デフォルト表示メニュー」は、ログイン後の「手続種別メニュー（メニューバー右部の手続種別等を選択するメニュー）」の初期値となる。

2.2.5 代理人担当者ユーザー削除

(1) 概要

代理人担当者ユーザーを削除する。

(2) 画面

(A) 代理人担当者ユーザー削除

(a) レイアウト

代理人担当者ユーザー削除画面のレイアウトを以下に示す。

①削除する代理人担当者ユーザーを確認する。

| | |
|--------------------|-------------------|
| 代理人の担当者ユーザーを削除します。 | |
| ログインID | TantoUser |
| ユーザー名 | 利活用 担当一郎 |
| 代理人拠点 | 行政書士利活用事務所OSSセンター |
| デフォルト申請先 | 東京運輸支局 |
| 軽デフォルト申請先 | 東京主管事務所 |
| デフォルト表示メニュー | |
| パスワード有効期限 | 2025/01/25 |
| 最終ログイン日時 | 2025/01/04 15:55 |
| 権限 | 担当者 (送信可) |

②確認した内容を確定し、「2.2.1 代理人ユーザー検索」に遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-14 代理人担当者ユーザー削除画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①代理人担当者ユーザー削除の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(B)を参照。

2.2.6 ログインユーザーパスワード更新

(1) 概要

ログインユーザーのパスワードを更新する。

(2) 画面

(A) ログインユーザーパスワード更新

(a) レイアウト

ログインユーザーパスワード更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-15 ログインユーザーパスワード更新画面

(3) 入力項目

ログインユーザーパスワード更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-7 ログインユーザーパスワード更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------|-----------|--------|
| [1] | パスワード | ユーザーパスワード | 8～39文字 |

(4) 特記事項

- ①ログインユーザーパスワード更新の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(C)を参照。
- ②「パスワード」は、大文字英字、小文字英字、数字、記号の3種類以上を組み合わせた値であること。

2.2.7 代理人ユーザーパスワード再設定

(1) 概要

代理人ユーザーのパスワードを初期化する。

(2) 画面

(A) 代理人ユーザーパスワード再設定

(a) レイアウト

代理人ユーザーパスワード再設定画面のレイアウトを以下に示す。

| パスワードを初期化します。 | |
|---------------|-------------------|
| ログインID | TantoUser |
| ユーザー名 | 利活用 担当一郎 |
| 代理人拠点 | 行政書士利活用事務所OSSセンター |
| 権限 | 担当者 (送信可) |

図 2-16 代理人ユーザーパスワード再設定画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

- ①代理人ユーザーパスワード再設定の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(D)を参照。
- ②パスワード再設定を行った場合、「パスワード」には、初期パスワードが設定されるため、担当者に通知すること。
- ③対象のユーザーが初期化されたパスワードでログインした場合、初めにログインユーザーパスワード更新画面が表示され、パスワードの変更が必要となる。

2.2.8 代理人管理者ユーザー更新

(1) 概要

代理人管理者ユーザーを更新する。

(2) 画面

(A) 代理人管理者ユーザー更新

(a) レイアウト

代理人管理者ユーザー更新画面のレイアウト以下に示す。

図 2-17 代理人管理者ユーザー更新画面

(3) 入力項目

代理人管理者ユーザー更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-8 代理人管理者ユーザー更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------|----------------------|---------|
| [1] | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1~10 文字 |

(4) 特記事項

①代理人管理者ユーザー更新の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(E)を参照。

2.2.9 代理人拠点管理者ユーザー登録

(1) 概要

代理人拠点管理者ユーザーを登録する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点管理者ユーザー登録

(a) レイアウト

代理人拠点管理者ユーザー登録画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-18 代理人拠点管理者ユーザー登録

(3) 入力項目

代理人拠点管理者ユーザー登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-9 代理人拠点管理者ユーザー登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|--------|----------------------|---------|
| 【1】 | ログインID | 半角英数字 | 1~32 文字 |
| 【2】 | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1~10 文字 |
| 【3】 | パスワード | ユーザーパスワード | 8~39 文字 |
| 【4】 | 代理人拠点 | — | — |

(4) 特記事項

- ① 「ログインID」は、代理人ユーザー内で一意であり、既に登録済みのIDは登録不可。
- ② 「パスワード」は、大文字英字、小文字英字、数字、記号の3種類以上を組み合わせた値であること。

2.2.10 代理人拠点管理者ユーザー更新

(1) 概要

代理人拠点管理者ユーザーを更新する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点管理者ユーザー更新

(a) レイアウト

代理人拠点管理者ユーザー更新画面のレイアウトを以下に示す。

①更新内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.2.2 代理人ユーザー照会」に遷移する。

図 2-19 代理人拠点管理者ユーザー更新

(3) 入力項目

代理人拠点管理者ユーザー更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-10 代理人拠点管理者ユーザー更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|--------|----------------------|---------|
| 【1】 | ログインID | 半角英数字 | 1～32 文字 |
| 【2】 | ユーザー名 | 全角半角混在(記号なし)(半角スペース) | 1～10 文字 |
| 【3】 | 代理人拠点 | — | — |

(4) 特記事項

- ①代理人拠点管理者ユーザー更新の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(F)を参照。
- ②「ログインID」は、代理人ユーザー内で一意であり、既に登録済みのIDは登録不可。

2.2.11 代理人拠点管理者ユーザー削除

(1) 概要

代理人拠点管理者ユーザーを削除する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点管理者ユーザー削除

(a) レイアウト

代理人拠点管理者ユーザー削除画面のレイアウトを以下に示す。

| ログインID | KyotenKnariUser |
|-----------|-------------------|
| ユーザー名 | 利活用 拠点管理一郎 |
| 代理人拠点 | 行政書士利活用事務所OSSセンター |
| パスワード有効期限 | 2025/01/25 |
| 最終ログイン日時 | 2025/01/04 15:19 |
| 権限 | 拠点管理者 |

図 2-20 代理人拠点管理者ユーザー削除

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

- ①代理人拠点管理者ユーザー削除の利用条件は、「2.2.2 代理人ユーザー照会」の(4)特記事項(G)を参照。

2.3 代理人組織管理

代理人組織管理への遷移を以下に示す。

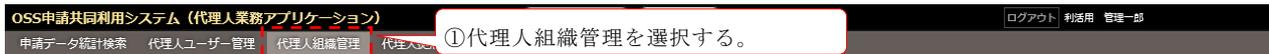


図 2-21 代理人組織管理への遷移

2.3.1 代理人組織検索

(1) 概要

代理人組織の検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) 代理人組織検索

(a) レイアウト

代理人組織検索画面のレイアウトを以下に示す。

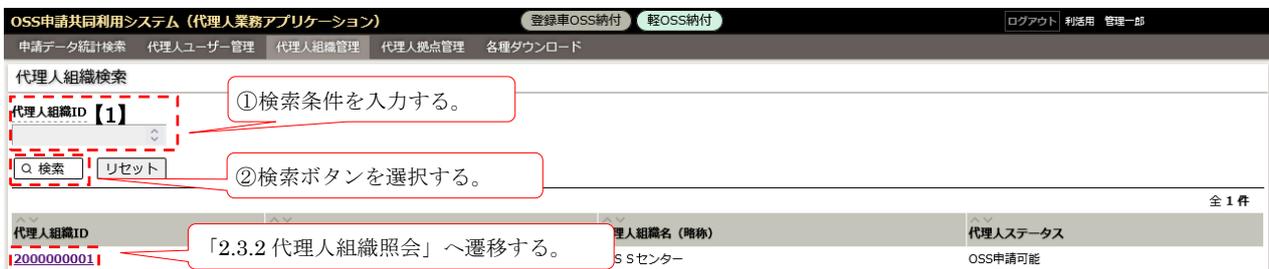


図 2-22 代理人組織検索画面

(3) 入力項目

代理人組織検索画面の入力項目画面を以下に示す。

表 2-11 代理人組織検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|----------|-----|--------------|------|
| 【1】 | 代理人組織 ID | 数値 | 1~9999999999 | 完全一致 |

(4) 特記事項

- ① ログインユーザーが所属する代理人組織以外の情報は検索不可。

2.3.2 代理人組織照会

(1) 概要

代理人組織を照会する。

(2) 画面

(A) 代理人組織照会

(a) レイアウト

代理人組織照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録車OSS納付 軽OSS納付 ログアウト 利活用 管理一部

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

代理人組織照会

| | |
|--------------|------------|
| 代理人組織ID | 2000000001 |
| 代理人組織名 | 行政書士利活用一部 |
| 代理人組織名(略称) | 行政書士利活用事務所 |
| 代理人ステータス | OSS申請可能 |
| 新車新規申請可否 | 可能 |
| 中古新規申請可否 | 可能 |
| 移転登録申請可否 | 可能 |
| 変更登録申請可否 | 可能 |
| 記載変更申請可否 | 可能 |
| 一時抹消申請可否 | 可能 |
| 永久抹消申請可否 | 可能 |
| 移転一時申請可否 | 可能 |
| 移転永久申請可否 | 可能 |
| 変更一時申請可否 | 可能 |
| 継続検査申請可否 | 可能 |
| (軽) 新車新規申請可否 | 可能 |
| (軽) 継続検査申請可否 | 可能 |

「2.3.4 代理人証明書照会」へ遷移する。

| 登録日時 | 屋号(漢字) | 氏名又は代表者名(漢字) | 証明書有効期限 | 利用開始日 |
|------------------|--------|--------------|------------|------------|
| 2023/01/02 00:00 | | 利活用 管理一部 | 2028/01/02 | 2024/01/02 |
| 2025/01/04 16:12 | 六本木筋事 | 利活用 管理一部 | 2025/03/31 | |
| 2025/01/04 16:12 | 六本木筋事 | 利活用 担当一部 | 2025/03/31 | |
| 2025/01/04 16:12 | 六本木筋事 | 利活用 担当一部A | 2025/03/31 | |
| 2025/01/04 16:12 | 六本木筋事 | 利活用 担当一部C | 2025/03/31 | |
| 2025/01/04 16:12 | 六本木筋事 | 利活用 担当一部B | 2025/03/31 | |

「2.3.3 代理人組織更新」へ遷移する。

「2.3.6 代理人証明書登録」へ遷移する。

↑ 一覧に戻る 代理人組織更新 + 代理人証明書登録

図 2-23 代理人組織照会画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

2.3.3 代理人組織更新

(1) 概要

代理人組織を更新する。

(2) 画面

(A) 代理人組織更新

(a) レイアウト

代理人組織更新画面のレイアウトを以下に示す。

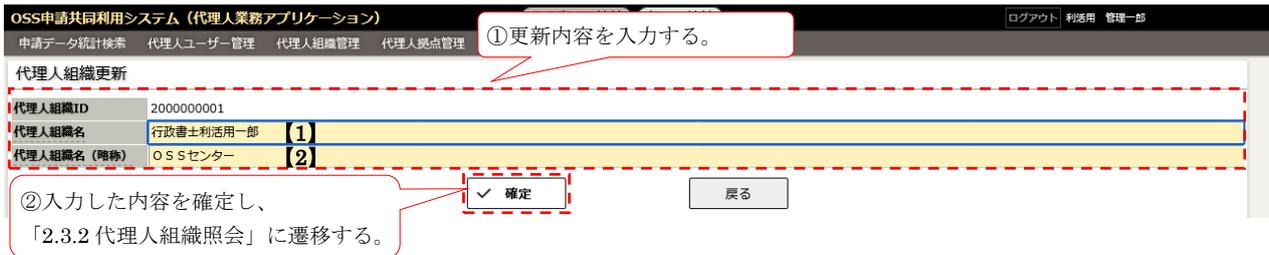


図 2-24 代理人組織更新画面

(3) 入力項目

代理人組織更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-12 代理人組織更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|------------|-----|---------|
| 【1】 | 代理人組織名 | 全角 | 1~40 文字 |
| 【2】 | 代理人組織名(略称) | 全角 | 1~10 文字 |

(4) 特記事項

- ① 「代理人組織名」、「代理人組織名(略称)」は、システム内で一意であり、既に登録済みの名称は登録不可。

2.3.4 代理人証明書照会

(1) 概要

代理人証明書を照会する。

(2) 画面

(A) 代理人証明書照会

(a) レイアウト

代理人証明書照会画面のレイアウトを以下に示す。

| OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) | | 登録車OSS納付 | 軽OSS納付 | ログアウト | 利活用 | 管理一郎 |
|---|-------------------|------------------------|--------|-------|-----|------|
| 申請データ統計検索 代理人ユーザ管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード | | | | | | |
| 代理人証明書照会 | | | | | | |
| 登録日時 | 2017/04/03 15:05 | | | | | |
| 屋号 (カナ) | | | | | | |
| 屋号 (漢字) | | | | | | |
| 氏名又は代表者名 (カナ) | リヨウシャ カンリイチロ | | | | | |
| 氏名又は代表者名 (漢字) | 利活用 管理一郎 | | | | | |
| 郵便番号 | 111-1111 | | | | | |
| 住所 (都道府県～番地) | 東京都港区芝大門1丁目11-111 | | | | | |
| 住所 (建物名等) | | | | | | |
| 証明書有効期限 | 2025/04/01 | | | | | |
| 利用開始日 | 2001/01/01 | | | | | |
| ↑ 戻る | ↗ 代理人証明書更新 | 「2.3.5 代理人証明書更新」へ遷移する。 | | | | |

図 2-25 代理人証明書照会画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

2.3.5 代理人証明書更新

(1) 概要

代理人証明書を更新する。

(2) 画面

(A) 代理人証明書更新

(a) レイアウト

代理人証明書更新画面のレイアウトを以下に示す。

OS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録済OSS納付 軽OSS納付 ログアウト 利活用 管理一部

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

代理人証明書更新 ①更新内容を入力する。

電子証明書の内容通りに入力してください。他に誤りがある場合は申請できません。証明書/パスワードは更新の都度入力が必要です。

登録日時 2017/04/03 15:05

屋号 (カナ) 【1】

屋号 (漢字) 【2】

氏名又は代表者名 (カナ) リョウシャ カンリイチロ 【3】

氏名又は代表者名 (漢字) 利活用 管理一部 【4】

郵便番号 111-1111 【5】

住所 (都道府県～番地) 東京都港区芝大門1丁目11-111 【6】

住所 (建物名等) 【7】

証明書有効期限 2025/4/1 日 【8】

利用開始日 2001/1/1 日 【9】

証明書パスワード 【10】

②入力した内容を確定し、「2.3.2 代理人組織照会」に遷移する。

確定 戻る

図 2-26 代理人証明書更新画面

(3) 入力項目

代理人証明書更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-13 代理人証明書更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|------|--------------|-----------|--------------------|
| 【1】 | 屋号(カナ) | 全角カナ | 1～40 文字 |
| 【2】 | 屋号(漢字) | 全角 | 1～40 文字 |
| 【3】 | 氏名又は代表者名(カナ) | 全角カナ | 1～40 文字 |
| 【4】 | 氏名又は代表者名(漢字) | 全角 | 1～40 文字 |
| 【5】 | 郵便番号 | 郵便番号 | 8 桁 |
| 【6】 | 住所(都道府県～番地) | 全角 | 1～260 文字 |
| 【7】 | 住所(建物名等) | 全角 | 1～24 文字 |
| 【8】 | 証明書有効期限 | 日付 | 1989/1/8～2030/3/31 |
| 【9】 | 利用開始日 | 日付 | 1989/1/8～2030/3/31 |
| 【10】 | 証明書パスワード | 半角英数字(記号) | 1～32 文字 |

(4) 特記事項

- ① 管理人に登録を依頼した証明書ファイルの内容を更新する場合、更新内容は、証明書ファイルの内容と同一であること。
- ② 代理人で登録した証明書ファイルの内容を更新する場合、代理人証明書の「屋号（漢字）」、「氏名又は代表者名（漢字）」、「住所（都道府県～番地）」、「住所（建物名等）」、「証明書有効期限」は編集不可。
- ③ 代理人証明書が複数存在する場合、OSS 申請又は軽 OSS 申請で使用される代理人証明書は、「利用開始日」が申請日より過去（当日を含む）であり、「利用開始日」が最も申請日に近い代理人証明書が使用される。
- ④ 登録されている代理人証明書の「利用開始日」が全て申請日より未来日の場合、申請エラーとなる。
- ⑤ 登録されている電子証明書のパスワードと異なるパスワードが入力された場合、エラーとなる。正しいパスワードを入力しているにもかかわらずエラーとなる場合は、管理人に問い合わせること。
- ⑥ 申請が手続完了していない場合において、代理人証明書の以下の表に示す項目を申請の途中で変更した場合、当該申請は再開及び再申請時に OSS 又は軽 OSS でエラーになる。再度「依頼データ初期登録」から申請又は本システムは使用せず紙運用で申請する必要があるため、変更時期が明確な場合、変更間際の OSS 又は軽 OSS への初回申請は控え、途中の申請を手続完了させておくこと。

表 2-14 申請途中で編集した場合エラーとなる項目

| 使用する電子証明書 | 編集項目 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 商業登記又は事業所名称が設定されている行政書士 | 屋号（漢字） 住所（都道府県～番地） |
| 事業所名称が設定されていない行政書士 | 氏名又は代表者名（漢字） 住所（都道府県～番地） |

2.3.6 代理人証明書登録

(1) 概要

代理人証明書を登録する。

(2) 画面

(A) 代理人証明書登録

(a) レイアウト

代理人証明書登録画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-27 代理人証明書登録画面

(3) 入力項目

代理人証明書登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-15 代理人証明書登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|----------|-----------|--------|
| 【1】 | 証明書ファイル | — | — |
| 【2】 | 証明書パスワード | 半角英数字(記号) | 1～32文字 |

(4) 特記事項

- ① 証明書ファイルは、電子証明書のファイル形式とし、拡張子は「.p12」とすること。
- ② 証明書ファイルの内容を抽出し、抽出結果を代理人証明書の情報に転記する。転記した代理人証明書の情報は編集不可。

2.4 代理人拠点管理

代理人拠点管理への遷移を以下に示す。

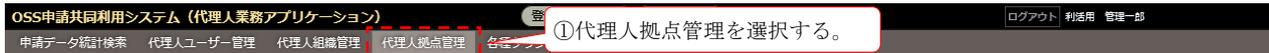


図 2-28 代理人拠点管理への遷移

2.4.1 代理人拠点検索

(1) 概要

代理人拠点の検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点検索

(a) レイアウト

代理人拠点検索画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-29 代理人拠点検索画面

(3) 入力項目

代理人拠点検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-16 代理人拠点検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|--------------|-------|--------------|------|
| 【1】 | 代理人拠点 ID | 数値 | 1～9999999999 | 完全一致 |
| 【2】 | 代理人拠点名 | 全角 | 1～40 文字 | 部分一致 |
| 【3】 | 代理人拠点コード | 半角英数字 | 1～6 文字 | 前方一致 |
| 【4】 | 記録等事務代行者委託番号 | 半角英数字 | 10 文字 | 完全一致 |

(4) 特記事項

- ①検索条件が未設定の場合、初期表示はログイン ID に紐づく代理人組織の全ての代理人拠点が表示される。

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

2.4.3 代理人拠点登録

(1) 概要

代理人拠点を登録する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点登録

(a) レイアウト

代理人拠点登録画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-32 代理人拠点登録画面

(3) 入力項目

代理人拠点登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-17 代理人拠点登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|------|-------------------------|------------|-------------|
| 【1】 | 代理人拠点名 | 全角 | 1~40 文字 |
| 【2】 | 代理人拠点名(略称) | 全角 | 1~10 文字 |
| 【3】 | 代理人拠点コード | 半角英数字 | 1~6 文字 |
| 【4】 | デフォルト保管場所標章受取区分 | — | — |
| 【5】 | 証明書等管理業者名 | 全角 | 1~40 文字 |
| 【6】 | 軽証明書等管理業者名 | 全角 | 1~40 文字 |
| 【7】 | 登録審査開始締切時間 | 半角数字と:(半角) | 00:00~23:59 |
| 【8】 | 軽検査記録審査開始締切時間 | 半角数字と:(半角) | 00:00~23:59 |
| 【9】 | (軽) 継続検査デフォルト車検証等受取区分 | — | — |
| 【10】 | (軽) 継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否 | — | — |
| 【11】 | 記録等事務代行者委託番号 | 半角英数字 | 10 文字 |
| 【12】 | 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |
| 【13】 | (軽) 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |
| 【14】 | 中間登録デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |

(4) 特記事項

- ①「代理人拠点名」及び「代理人拠点名(略称)」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。
- ②「証明書等管理業者名」の登録の申し出を運輸支局等に行うと、申請した業者名で車検証等交付物の受取が可能となる。「証明書等管理業者名」を本システムに登録する場合は、運輸支局等にて申請した名称と同一の値を入力すること。
- ③「軽証明書等管理業者名」の登録の申し出を軽検協事務所等に行うと、申請した業者名で車検証等交付物の受取が可能となる。「軽証明書等管理業者名」を本システムに登録する場合は、検査事務所等にて申請した名称と同一の値を入力すること。
- ④「登録審査開始締切時間」を入力した場合、新車新規、中古新規及び移転登録においては、入力された締切時間以降、運輸支局等への登録審査開始依頼を行わない。
- ⑤「デフォルト保管場所標章受取区分」は、新車新規、中古新規、移転登録及び変更登録における依頼データ更新時の「保管場所標章受取区分」の初期値となる。
- ⑥「(軽) 継続検査デフォルト車検証等受取区分」は、軽継続検査における依頼データ更新時の「車検証等受取区分」の初期値となる。
- ⑦「(軽) 継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否」が”設定可”の場合、依頼人は依頼データ更新時に「申請先」、「車検証等受取区分」の入力が可能。
- ⑧「軽検査記録審査開始締切時間」を入力した場合、軽新車新規においては、入力された締切時間以降、軽検協事務所等への検査記録審査開始依頼を行わない。
- ⑨「継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。
- ⑩「(軽) 継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、(軽) 継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。
- ⑪「中間登録デフォルト電子車検証更新区分」は、移転登録、変更登録及び記載変更における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。

2.4.4 代理人拠点更新

(1) 概要

代理人拠点を更新する。

(2) 画面

(A) 代理人拠点更新

(a) レイアウト

代理人拠点更新画面のレイアウトを以下に示す。

①更新内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

図 2-33 代理人拠点更新画面

(3) 入力項目

代理人拠点更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-18 代理人拠点更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|------|-------------------------|------------|-------------|
| 【1】 | 代理人拠点名 | 全角 | 1～40 文字 |
| 【2】 | 代理人拠点名(略称) | 全角 | 1～10 文字 |
| 【3】 | 代理人拠点コード | 半角英数字 | 1～6 文字 |
| 【4】 | デフォルト保管場所標章受取区分 | — | — |
| 【5】 | 証明書等管理業者名 | 全角 | 1～40 文字 |
| 【6】 | 軽証明書等管理業者名 | 全角 | 1～40 文字 |
| 【7】 | 登録審査開始締切時間 | 半角数字と:(半角) | 00:00～23:59 |
| 【8】 | 軽検査記録審査開始締切時間 | 半角数字と:(半角) | 00:00～23:59 |
| 【9】 | (軽) 継続検査デフォルト車検証等受取区分 | — | — |
| 【10】 | (軽) 継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否 | — | — |
| 【11】 | 記録等事務代行者委託番号 | 半角英数字 | 10 文字 |
| 【12】 | 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |
| 【13】 | (軽) 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |
| 【14】 | 中間登録デフォルト電子車検証更新区分 | — | — |

(4) 特記事項

- ① 「代理人拠点名」及び「代理人拠点名(略称)」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。
- ② 「証明書等管理業者名」の登録の申し出を運輸支局等に行うと、申請した業者名で車検証等交付物の受取が可能となる。「証明書等管理業者名」を本システムに登録する場合は、運輸支局等にて申請した名称と同一の値を入力すること。
- ③ 「軽証明書等管理業者名」の登録の申し出を軽検協事務所等に行うと、申請した業者名で車検証等交付物の受取が可能となる。「軽証明書等管理業者名」を本システムに登録する場合は、検査事務所等にて申請した名称と同一の値を入力すること。
- ④ 「登録審査開始締切時間」を入力した場合、新車新規、中古新規及び移転登録においては、入力された締切時間以降、運輸支局等への登録審査開始依頼を行わない。
- ⑤ 「デフォルト保管場所標章受取区分」は、新車新規、中古新規、移転登録及び変更登録における依頼データ更新時の「保管場所標章受取区分」の初期値となる。
- ⑥ 「(軽)継続検査デフォルト車検証等受取区分」は、軽継続検査における依頼データ更新時の「車検証等受取区分」の初期値となる。
- ⑦ 「(軽)継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否」が”設定可”の場合、依頼人は依頼データ更新時に「申請先」、「車検証等受取区分」の入力が可能。
- ⑧ 「軽検査記録審査開始締切時間」を入力した場合、軽新車新規においては、入力された締切時間以降、軽検協事務所等への検査記録審査開始依頼を行わない。
- ⑨ 「継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。
- ⑩ 「(軽)継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、(軽)継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。
- ⑪ 「中間登録デフォルト電子車検証更新区分」は、移転登録、変更登録及び記載変更における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。

2.4.6 一括利用者アカウント登録

(1) 概要

一括利用者アカウントを登録する。

(2) 画面

(A) 一括利用者アカウント登録

(a) レイアウト

一括利用者アカウント登録画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-35 一括利用者アカウント登録画面

(3) 入力項目

一括利用者アカウント登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-19 一括利用者アカウント登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|--------------|-------------|----------|
| 【1】 | 納付利用者 ID | 半角英大文字数字 | 8～16 文字 |
| 【2】 | 一括利用者 ID | 半角英大文字数字 | 8 文字 |
| 【3】 | 一括利用者パスワード | 半角英数字(一部記号) | 8～16 文字 |
| 【4】 | 到達番号パスワード | 半角英数字(一部記号) | 8～16 文字 |
| 【5】 | 納付形態 (警察・支局) | — | — |
| 【6】 | 納付形態 (県税) | — | — |
| 【7】 | メールアドレス | 電子メールアドレス | 3～128 文字 |
| 【8】 | 担当者名 | 全角 | 1～10 文字 |
| 【9】 | 電話番号 | 電話番号 | 11～13 桁 |

(4) 特記事項

- ①登録後、「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は変更不可。
- ②「一括利用者パスワード」は本システムが自動更新を行うため、OSS ポータルにて初期化を行わないこと。
- ③「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は、OSS ポータルにて払い出された内容を入力すること。
- ④「一括利用者 ID」及び「納付利用者 ID」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。
- ⑤「到達番号パスワード」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせた値であること。
- ⑥「納付形態（警察・支局）」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合
国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付
国庫金以外(保管場所証明申請手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付
- ⑦「納付形態（県税）」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付”を設定した場合
自動車税はダイレクト納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
自動車税はまとめ納付
- ⑧「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編の別紙「申請状況ステータス一覧表」参照。

2.4.7 一括利用者アカウント更新

(1) 概要

一括利用者アカウントを更新する。

(2) 画面

(A) 一括利用者アカウント更新

(a) レイアウト

一括利用者アカウント更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-36 一括利用者アカウント更新画面

図 2-36 一括利用者アカウント更新画面

(3) 入力項目

一括利用者アカウント更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-20 一括利用者アカウント更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|--------------|-------------|----------|
| 【1】 | 到達番号パスワード変更 | 半角英数字(一部記号) | 8~16 文字 |
| 【2】 | 納付形態 (警察・支局) | — | — |
| 【3】 | 納付形態 (県税) | — | — |
| 【4】 | メールアドレス | 電子メールアドレス | 3~128 文字 |
| 【5】 | 担当者名 | 全角 | 1~10 文字 |
| 【6】 | 電話番号 | 電話番号 | 11~13 桁 |

(4) 特記事項

- ① 「到達番号パスワード変更」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせた値であること。
- ② 「納付形態 (警察・支局)」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合
 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付
 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付

③「納付形態（県税）」の設定内容を以下に示す。

- “ダイレクト納付”を設定した場合
自動車税はダイレクト納付

- “まとめ払い”を設定した場合
自動車税はまとめ納付

④「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編の別紙「申請状況ステータス一覧表」参照。

2.4.8 一括利用者アカウント削除

(1) 概要

一括利用者アカウントを削除する。

(2) 画面

(A) 一括利用者アカウント削除

(a) レイアウト

一括利用者アカウント削除画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録車OSS納付 軽OSS納付 ログアウト 利活用 管理一部

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

一括利用者アカウント削除

①削除する一括利用者アカウントを確認する。

一括利用者アカウントを削除します。

| | |
|--------------|--------------------|
| 納付利用者ID | PAYA0001 |
| 一括利用者ID | BULKA001 |
| 納付形態 (警察・支局) | ダイレクト納付 (国庫金限定) |
| 納付形態 (県税) | ダイレクト納付 |
| メールアドレス | bulka01@mail.co.jp |
| 担当者名 | 利活用 管理一部 |
| 電話番号 | 03-1111-1111 |

②確認した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-37 一括利用者アカウント削除画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①代理人拠点に登録車の申請情報が存在する場合、一括利用者アカウントの削除は不可。

2.4.9 軽一括利用者アカウント登録

(1) 概要

軽一括利用者アカウントを登録する。

(2) 画面

(A) 軽一括利用者アカウント登録

(a) レイアウト

軽一括利用者アカウント登録画面のレイアウトを以下に示す。

①登録内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

図 2-38 軽一括利用者アカウント登録画面

(3) 入力項目

軽一括利用者アカウント登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-21 軽一括利用者アカウント登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|----------------------|-------------|----------|
| 【1】 | 納付利用者 ID | 半角英大文字数字 | 8～16 文字 |
| 【2】 | 一括利用者 ID | 半角英大文字数字 | 8 文字 |
| 【3】 | 一括利用者パスワード | 半角英数字(一部記号) | 8～16 文字 |
| 【4】 | 到達番号パスワード | 半角英数字(一部記号) | 8～16 文字 |
| 【5】 | 納付形態 (検証手数料等・自動車重量税) | — | — |
| 【6】 | 納付形態 (軽自動車税環境性能割) | — | — |
| 【7】 | メールアドレス | 電子メールアドレス | 3～128 文字 |
| 【8】 | 担当者名 | 全角 | 1～10 文字 |
| 【9】 | 電話番号 | 電話番号 | 11～13 桁 |

(4) 特記事項

- ①登録後、「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は変更不可。
- ②「一括利用者パスワード」は本システムが自動更新を行うため、軽 OSS ポータルにて初期化を行わないこと。
- ③「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は、軽 OSS ポータルにて払い出された内容を入力すること。
- ④「一括利用者 ID」及び「納付利用者 ID」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。
- ⑤「到達番号パスワード」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせた値であること。
- ⑥「納付形態（検査手数料等・自動車重量税）」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合
国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付
国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付
- ⑦「納付形態（軽自動車税環境性能割）」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付”を設定した場合
軽自動車税環境性能割はダイレクト納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
軽自動車税環境性能割はまとめ納付
- ⑧「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽 OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編(軽)の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。

2.4.10 軽一括利用者アカウント更新

(1) 概要

軽一括利用者アカウントを更新する。

(2) 画面

(A) 軽一括利用者アカウント更新

(a) レイアウト

軽一括利用者アカウント更新画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録車OSS納付 軽OSS納付 ログアウト 利活用 管理一郎

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

軽一括利用者アカウント更新

到達番号/パスワードは変更する場合のみ入力してください。

納付利用者ID KPAYA001

一括利用者ID KA000001

到達番号/パスワード変更 **[1]**

納付形態 (検査手数料等・自動車重量税) まとめ払い **[2]**

納付形態 (軽自動車税環境性能割) ダイレクト納付 **[3]**

メールアドレス **[4]** bulkA01@mail.co.jp

担当者名 **[5]** 利活用 管理一郎

電話番号 **[6]** 03-1111-1101

✓ 確定 戻る

①更新内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

図 2-39 軽一括利用者アカウント更新画面

(3) 入力項目

軽一括利用者アカウント更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-22 軽一括利用者アカウント更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|----------------------|-------------|----------|
| 【1】 | 到達番号パスワード変更 | 半角英数字(一部記号) | 8~16 文字 |
| 【2】 | 納付形態 (検証手数料等・自動車重量税) | — | — |
| 【3】 | 納付形態 (軽自動車税環境性能割) | — | — |
| 【4】 | メールアドレス | 電子メールアドレス | 3~128 文字 |
| 【5】 | 担当者名 | 全角 | 1~10 文字 |
| 【6】 | 電話番号 | 電話番号 | 11~13 桁 |

(4) 特記事項

- ① 「到達番号パスワード変更」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせた値であること。
- ② 「納付形態 (検査手数料等・自動車重量税)」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合
 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付
 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付
- ③ 「納付形態 (軽自動車税環境性能割)」の設定内容を以下に示す。
 - “ダイレクト納付”を設定した場合
 軽自動車税環境性能割はダイレクト納付
 - “まとめ払い”を設定した場合
 軽自動車税環境性能割はまとめ納付
- ④ 「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽 OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編(軽)の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。

2.4.11 軽一括利用者アカウント削除

(1) 概要

軽一括利用者アカウントを削除する。

(2) 画面

(A) 軽一括利用者アカウント削除

(a) レイアウト

軽一括利用者アカウント削除画面のレイアウトを以下に示す。

軽一括利用者アカウント削除

①削除する軽一括利用者アカウントを確認する。

軽一括利用者アカウントを削除します。

| | |
|----------------------|--------------------|
| 納付利用者ID | KPAYA001 |
| 一括利用者ID | KA000001 |
| 納付形態 (検査手数料等・自動車重量税) | まとも払い |
| 納付形態 (軽自動車税環境性能割) | ダイレクト納付 |
| メールアドレス | bulkA01@mail.co.jp |
| 担当者名 | 利活用 管理一部 |
| 電話番号 | 03-1111-1101 |

②確認した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

✓ 確定

戻る

図 2-40 軽一括利用者アカウント削除画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

①代理人拠点に軽自動車の申請情報が存在する場合、軽一括利用者アカウントの削除は不可。

2.4.12 会員照会

(1) 概要

会員を照会する。

(2) 画面

(A) 会員照会

(a) レイアウト

会員照会画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録車OSS納付 軽OSS納付 [ログアウト](#) [利活用](#) [管理一部](#)

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

会員照会

| | | | | | |
|-------------|-----------------------|--|--|--|--|
| 会員コード | A101 | | | | |
| 会員グループ名 | A A A東京 | | | | |
| 依頼人組織ID | 1000000001 | | | | |
| 依頼人組織名 | 株式会社 A A A東京販売 | | | | |
| 依頼人組織名 (略称) | A A A東京 | | | | |
| 配布先等識別番号設定 | 自動車検査証に依頼人拠点コードを印字しない | | | | |
| 軽配付先等識別番号設定 | 自動車検査証に依頼人拠点コードを印字しない | | | | |

会員依頼人拠点

| 依頼人拠点コード | 依頼人拠点名 | 依頼人拠点名 (略称) | 継続検査電子重検証更新区分 | 中間登録電子重検証更新区分 | (軽) 継続検査電子重検証更新区分 |
|----------|-----------|-------------|---------------|---------------|-------------------|
| AA01 | A A 販売店 | A A 店 | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA02 | A A 販売店 A | A A 店 A | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA03 | A A 販売店 B | A A 店 B | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA04 | A A 販売店 C | A A 店 C | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA05 | A A 販売店 D | A A 店 D | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA06 | A A 販売店 E | A A 店 E | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA07 | A A 販売店 F | A A 店 F | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA08 | A A 販売店 G | A A 店 G | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA09 | A A 販売店 H | A A 店 H | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA10 | A A 販売店 I | A A 店 I | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA11 | A A 販売店 J | A A 店 J | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA12 | A A 販売店 K | A A 店 K | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA13 | A A 販売店 L | A A 店 L | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA14 | A A 販売店 M | A A 店 M | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA15 | A A 販売店 N | A A 店 N | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA16 | A A 販売店 O | A A 店 O | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA17 | A A 販売店 P | A A 店 P | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA18 | A A 販売店 Q | A A 店 Q | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA19 | A A 販売店 R | A A 店 R | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA20 | A A 販売店 S | A A 店 S | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |
| AA21 | A A 販売店 T | A A 店 T | 運輸支局等 | 運輸支局等 | 軽検協事務所等 |

↑ 戻る

図 2-41 会員照会画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

2.4.13 会員登録

(1) 概要

会員を登録する。

(2) 画面

(A) 会員登録

(a) レイアウト

会員登録画面のレイアウトを以下に示す。



図 2-42 会員登録画面

(3) 入力項目

会員登録画面の入力項目を以下に示す。

表 2-23 会員登録画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------------|-------|---------|
| 【1】 | 会員コード | 半角英数字 | 1~7 文字 |
| 【2】 | 会員グループ名 | 全角 | 1~10 文字 |
| 【3】 | 依頼人組織 | — | — |
| 【4】 | 配布先等識別番号設定 | — | — |
| 【5】 | 軽配付先等識別番号設定 | — | — |

(4) 特記事項

①登録後、「依頼人組織」は変更不可。

2.4.14 会員更新

(1) 概要

会員を更新する。

(2) 画面

(A) 会員更新

(a) レイアウト

会員更新画面のレイアウトを以下に示す。

①更新内容を入力する。

②入力した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

図 2-43 会員更新画面

(3) 入力項目

会員更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-24 会員更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------------|-------|---------|
| 【1】 | 会員コード | 半角英数字 | 1~7 文字 |
| 【2】 | 会員グループ名 | 全角 | 1~10 文字 |
| 【3】 | 配布先等識別番号設定 | — | — |
| 【4】 | 軽配付先等識別番号設定 | — | — |

(4) 特記事項

特になし。

2.4.15 会員削除

(1) 概要

会員を削除する。

(2) 画面

(A) 会員削除

(a) レイアウト

会員削除画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録済OSS納付 軽OSS納付 ログアウト 利活用 管理一部

申請データ統計検索 代理人ユーザー管理 代理人組織管理 代理人拠点管理 各種ダウンロード

会員削除

① 削除する会員を確認する。

会員の指定を削除します。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 会員コード | A101 |
| 会員グループ名 | A A A 東京 |
| 依頼人組織ID | 1000000001 |
| 依頼人組織名 | 株式会社 A A A 東京販売 |
| 依頼人組織名 (略称) | A A A 東京 |
| 配布先等識別番号設定 | 自動車検査証に依頼人拠点コードを印字しない |
| 軽配付先等識別番号設定 | 自動車検査証に依頼人拠点コードを印字しない |

② 確認した内容を確定し、「2.4.2 代理人拠点照会」に遷移する。

✓ 確定 戻る

図 2-44 会員削除画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

① 申請情報が存在する会員の削除は不可。

2.4.16 API キー登録

(1) 概要

代理人拠点に API キーを登録する。

(2) 画面

本機能は画面が存在しないため、代理人拠点照会画面の API キー登録ボタンのみ。

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

- ①API キーはランダム値で発行し、同一代理人拠点で 300 個まで発行可能。
- ②発行した API キーは削除不可。
- ③発行した API キーはパスワード有効期限が切れた状態であるため、初回利用時には、パスワード変更を実施すること。

2.4.17 会員依頼人拠点照会

(1) 概要

会員依頼人拠点を照会する。

(2) 画面

(A) 会員依頼人拠点照会

(a) レイアウト

会員依頼人拠点照会画面のレイアウトを以下に示す。

| 会員依頼人拠点照会 | |
|-------------------|---------|
| 依頼人拠点コード | AA01 |
| 依頼人拠点名 | A A販売店 |
| 依頼人拠点名(略称) | A A店 |
| 連絡検査電子車検証更新区分 | 運輸支局等 |
| 中間登録電子車検証更新区分 | 運輸支局等 |
| (軽) 連絡検査電子車検証更新区分 | 軽検査事務所等 |

↑ 戻る [会員依頼人拠点更新](#) 「2.4.18 会員依頼人拠点更新」へ遷移する。

図 2-45 会員依頼人拠点照会画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

2.4.18 会員依頼人拠点更新

(1) 概要

会員依頼人拠点を更新する。

(2) 画面

(A) 会員依頼人拠点更新

(a) レイアウト

会員依頼人拠点更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 2-46 会員依頼人拠点更新画面

(3) 入力項目

会員依頼人拠点更新画面の入力項目を以下に示す。

表 2-25 会員依頼人拠点更新画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 |
|-----|-------------------|-----|--------|
| 【1】 | 継続検査電子車検証更新区分 | — | — |
| 【2】 | 中間登録電子車検証更新区分 | — | — |
| 【3】 | (軽) 継続検査電子車検証更新区分 | — | — |

(4) 特記事項

- ① 「継続検査電子車検証更新区分」に設定した値は、継続検査における依頼データ登録時に「電子車検証更新区分」へ自動で登録される。
- ② 「中間登録電子車検証更新区分」に設定した値は、移転登録、変更登録及び記載変更における依頼データ登録時に「電子車検証更新区分」へ自動で登録される。
- ③ 「(軽) 継続検査電子車検証更新区分」に設定した値は、(軽) 継続検査における依頼データ登録時に「電子車検証更新区分」へ自動で登録される。

2.4.19 入力補助(依頼人組織検索)

(1) 概要

依頼人組織の検索及び検索結果一覧を表示し、会員登録する依頼人組織を選択する。

(2) 画面

(A) 依頼人組織検索

(a) レイアウト

依頼人組織検索画面のレイアウトを以下に示す。

依頼人組織検索

①検索条件を入力する。

②検索ボタンを選択する。

「(B)依頼人組織確認」へ遷移する。

| 依頼人組織ID | 依頼人組織名 | 依頼人組織名 (略称) |
|-----------|-----------------|-------------|
| 100000001 | 株式会社AAA東京販売 | AAA東京 |
| 100000002 | 依頼人組織名200000001 | 略200000001 |
| 100000003 | 依頼人組織名200000002 | 略200000002 |
| 100000004 | 依頼人組織名200000003 | 略200000003 |
| 100000005 | 依頼人組織名200000004 | 略200000004 |
| 100000006 | 依頼人組織名200000005 | 略200000005 |
| 100000007 | 依頼人組織名200000006 | 略200000006 |
| 100000008 | 依頼人組織名200000007 | 略200000007 |
| 100000009 | 依頼人組織名200000008 | 略200000008 |
| 100000010 | 依頼人組織名200000009 | 略200000009 |
| 100000011 | 依頼人組織名200000010 | 略200000010 |
| 100000012 | 依頼人組織名200000011 | 略200000011 |
| 100000013 | 依頼人組織名200000012 | 略200000012 |
| 100000014 | 依頼人組織名200000013 | 略200000013 |
| 100000015 | 依頼人組織名200000014 | 略200000014 |
| 100000016 | 依頼人組織名200000015 | 略200000015 |
| 100000017 | 依頼人組織名200000016 | 略200000016 |
| 100000018 | 依頼人組織名200000017 | 略200000017 |
| 100000019 | 依頼人組織名200000018 | 略200000018 |
| 100000020 | 依頼人組織名200000019 | 略200000019 |

戻る

図 2-47 依頼人組織検索画面

(B) 依頼人組織確認

(a) レイアウト

依頼人組織確認画面のレイアウトを以下に示す。

OSS申請共同利用システム (代理人業務アプリケーション) 登録車OSS納付 軽OSS納付 ログイン 利用 管理 一部

依頼人組織検索

依頼人組織ID 1000000001

依頼人組織名 株式会社AAA東京販売

依頼人組織名 (略称) AAA東京

| 依頼人拠点コード | 依頼人拠点名 | 依頼人拠点名 (略称) |
|----------|---------|-------------|
| AA01 | A A販売店 | A A店 |
| AA02 | A A販売店A | A A店A |
| AA03 | A A販売店B | A A店B |
| AA04 | A A販売店C | A A店C |
| AA05 | A A販売店D | A A店D |
| AA06 | A A販売店E | A A店E |
| AA07 | A A販売店F | A A店F |
| AA08 | A A販売店G | A A店G |
| AA09 | A A販売店H | A A店H |
| AA10 | A A販売店I | A A店I |
| AA11 | A A販売店J | A A店J |
| AA12 | A A販売店K | A A店K |
| AA13 | A A販売店L | A A店L |
| AA14 | A A販売店M | A A店M |
| AA15 | A A販売店N | A A店N |
| AA16 | A A販売店O | A A店O |
| AA17 | A A販売店P | A A店P |
| AA18 | A A販売店Q | A A店Q |
| AA19 | A A販売店R | A A店R |
| AA20 | A A販売店S | A A店S |
| AA21 | A A販売店T | A A店T |

依頼人拠点

① 選択する依頼人組織を確認する。

② 確認した内容を選択し、「2.4.13 会員登録」に遷移する。

選択 戻る

図 2-48 依頼人組織確認画面

(3) 入力項目

(A) 依頼人組織検索

依頼人組織検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-26 依頼人組織検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|------------|-----|--------------|------|
| 【1】 | 依頼人組織 ID | 数値 | 1~9999999999 | 完全一致 |
| 【2】 | 依頼人組織名 | 全角 | 1~40 文字 | 部分一致 |
| 【3】 | 依頼人組織名(略称) | 全角 | 1~10 文字 | 部分一致 |

(B) 依頼人組織確認

特になし。

(4) 特記事項

① 検索条件が未設定の場合、初期表示は全ての依頼人組織が表示される。

2.5 ファイル管理

ファイル管理への遷移を以下に示す。



図 2-49 ファイル管理への遷移

2.5.1 ファイル検索

(1) 概要

管理人が登録した公開ファイルの検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) ファイル検索

(a) レイアウト

ファイル検索画面のレイアウトを以下に示す。

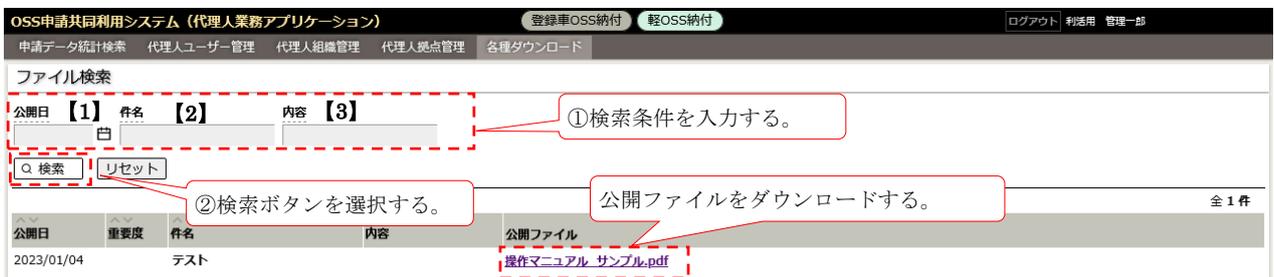


図 2-50 ファイル検索画面

(3) 入力項目

ファイル検索画面の入力項目を以下に示す。

表 2-27 ファイル検索画面の入力項目

| | 項目名 | 文字種 | 入力可能範囲 | 検索条件 |
|-----|-----|-----------------|--------------------|------|
| 【1】 | 公開日 | 日付 | 1989/1/8～2030/3/31 | 完全一致 |
| 【2】 | 件名 | 全角半角混在 (半角スペース) | 1～30 文字 | 部分一致 |
| 【3】 | 内容 | 全角半角混在 (改行) | 1～400 文字 | 部分一致 |

(4) 特記事項

①検索条件が未設定の場合、初期表示は代理人に公開されている全ての公開ファイルが表示される。

改版履歴

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|-----------|---------|--|
| 1.0 | 2017/4/1 | | 新規作成 |
| 1.1 | 2017/5/1 | P. 2-20 | <p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 代理人証明書が複数存在する場合、OSS 申請で使用される代理人証明書は、「利用開始日」が申請日より過去であり、「利用開始日」が最も申請日に近い代理人証明書が使用される。 ・変更後 代理人証明書が複数存在する場合、OSS 申請で使用される代理人証明書は、「利用開始日」が申請日より過去(当日を含む)であり、「利用開始日」が最も申請日に近い代理人証明書が使用される。 |
| 1.1 | 2017/5/1 | P. 2-25 | (4) 特記事項に⑧を追加 |
| 1.1 | 2017/5/1 | P. 2-27 | (4) 特記事項に⑤を追加 |
| 1.2 | 2017/5/19 | P. 2-9 | <p>(4) 特記事項(A)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 依頼人担当者ユーザー更新の利用条件を以下に示す。 ・変更後 代理人担当者ユーザー更新の利用条件を以下に示す。 |
| 1.2 | 2017/5/19 | P. 2-9 | <p>(4) 特記事項(B)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 依頼人担当者ユーザー削除の利用条件を以下に示す。 ①以下の条件を全て満たす場合のみ、依頼人担当者ユーザー削除が利用可能。 ・変更後 代理人担当者ユーザー削除の利用条件を以下に示す。 ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人担当者ユーザー削除が利用可能。 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|------|------------|---------|--|
| 1. 2 | 2017/5/19 | P. 2-9 | (4) 特記事項(B)を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 依頼人ユーザーパスワード再設定の利用条件を以下に示す。 ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人担当者ユーザー削除が利用可能。 ・ 変更後 代理人ユーザーパスワード再設定の利用条件を以下に示す。 ①以下の条件を全て満たす場合のみ、代理人ユーザーパスワード再設定が利用可能。 |
| 1. 3 | 2017/11/13 | P. 2-25 | (4) 特記事項に⑨を追加 |
| 1. 3 | 2017/11/13 | P. 2-27 | (4) 特記事項に⑥を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 1-1 | 図 1-1 代理人組織の新規追加時に行う業務フロー(概要)の2. 代理人組織と拠点の管理(代理人業務)において、④一括利用者アカウント登録及び軽一括利用者アカウント登録を追加 以降の番号を繰り下げ |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-2 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-3 | 表 2-1 申請データ統計検索画面の入力項目に統計種別を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-6 | 2. 1. 3 軽申請データ統計帳票を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-10 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-12 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-12 | 表 2-4 代理人担当者ユーザー登録画面の入力項目に軽デフォルト申請先を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-12 | (4) 特記事項に④を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-13 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-13 | 表 2-5 代理人担当者ユーザー更新画面の入力項目に軽デフォルト申請先を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-13 | (4) 特記事項に④を追加 |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-14 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1. 4 | 2018/12/17 | P. 2-18 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|---|
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-22 | <p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 代理人証明書が複数存在する場合、OSS 申請で使用される代理人証明書は、「利用開始日」が申請日より過去(当日を含む)であり、「利用開始日」が最も申請日に近い代理人証明書が使用される。 ・変更後 代理人証明書が複数存在する場合、OSS 申請又は軽 OSS 申請で使用される代理人証明書は、「利用開始日」が申請日より過去(当日を含む)であり、「利用開始日」が最も申請日に近い代理人証明書が使用される。 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-22 | <p>(4) 特記事項⑤を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 申請が手続完了していない場合において、代理人証明書の以下の表に示す項目を申請の途中で変更した場合、当該申請は再開及び再申請時に OSS でエラーになる。再度「依頼データ初期登録」から申請または本システムは使用せず紙運用で申請する必要があるため、変更時期が明確な場合、変更間際での OSS への初回申請は控え、途中の申請を手続完了させておくこと。 ・変更後 申請が手続完了していない場合において、代理人証明書の以下の表に示す項目を申請の途中で変更した場合、当該申請は再開及び再申請時に OSS 又は軽 OSS でエラーになる。再度「依頼データ初期登録」から申請または本システムは使用せず紙運用で申請する必要があるため、変更時期が明確な場合、変更間際での OSS 又は軽 OSS への初回申請は控え、途中の申請を手続完了させておくこと。 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-25 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-25 | 図 2-25 代理人拠点照会画面のボタン表示例を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-26 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|---|
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-26 | <p>表 2-12 代理人拠点登録画面の入力項目</p> <p>以下項目を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括利用者 ID ・納付利用者 ID ・一括利用者パスワード ・パスワード有効期限 ・到達番号パスワード ・納付形態 ・メールアドレス ・担当者名 ・電話番号 <p>以下項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽証明書等管理業者名 ・(軽) 継続検査デフォルト車検証等受取区分 ・(軽) 継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-27 | (4) 特記事項から①、②、③、⑧、⑨を削除 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-27 | <p>(4) 特記事項④を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」、「代理人拠点名」及び「代理人拠点名(略称)」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。 ・変更後 「代理人拠点名」及び「代理人拠点名(略称)」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-27 | (4) 特記事項に③、⑥、⑦を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-28 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-28 | <p>表 2-13 代理人拠点登録画面の入力項目</p> <p>以下項目を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達番号パスワード ・納付形態 ・メールアドレス ・担当者名 ・電話番号 <p>以下項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽証明書等管理業者名 ・(軽) 継続検査デフォルト車検証等受取区分 ・(軽) 継続検査依頼人車検証等受取区分設定可否 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-29 | (4) 特記事項から⑤、⑥を削除 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-29 | (4) 特記事項に③、⑥、⑦を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-30 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-30 | (4) 特記事項①を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請情報が存在する ・ 会員が存在する ・ 代理人ユーザーが存在する ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録車の申請情報及び軽自動車の申請情報が存在する ・ 会員が存在する ・ 代理人ユーザーが存在する |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-31 | 2.4.6 一括利用者アカウント登録を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-33 | 2.4.7 一括利用者アカウント更新を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-34 | 2.4.8 一括利用者アカウント削除を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-35 | 2.4.9 軽一括利用者アカウント登録を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-37 | 2.4.10 軽一括利用者アカウント更新を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-38 | 2.4.11 軽一括利用者アカウント削除を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-39 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-40 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-40 | 表 2-18 会員登録画面の入力項目に軽配付先等識別番号設定を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-41 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-41 | 表 2-19 会員更新画面の入力項目に軽配付先等識別番号設定を追加 |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-42 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.4 | 2018/12/17 | P. 2-42 | (4) 特記事項①を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <p>申請情報が存在する会員の削除は不可。</p> ・ 変更後 <p>登録車の申請情報又は軽自動車の申請情報が存在する会員の削除は不可。</p> |
| 1.5 | 2019/3/22 | P. 2-25 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.5 | 2019/3/22 | P. 2-30 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.5 | 2019/3/22 | P. 2-43 | 2.4.16 API キー登録を追加 |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-6 | (2) 帳票のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-18 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|-----------|---------|---|
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-25 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-27 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-27 | (3)入力項目に【7】軽検査記録審査開始締切時間を追加 以降の項番を繰り下げ |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-28 | (4)特記事項に⑧を追加 |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-29 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-29 | (3)入力項目に【7】軽検査記録審査開始締切時間を追加 以降の項番を繰り下げ |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-30 | (4)特記事項に⑧を追加 |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-31 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-33 | (4)特記事項⑥を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ・“ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章 交付手数料、自動車税、自動車取得税)はまとめ納付 ・変更後 ・“ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章 交付手数料、自動車税)はまとめ納付 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|-----------|---------|--|
| 1.6 | 2019/9/24 | P. 2-34 | <p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・“ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章 交付手数料、自動車税、自動車取得税)はまとめ納付 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・“ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章 交付手数料、自動車税)はまとめ納付 |
| 1.7 | 2020/3/27 | P. 2-10 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 1.7 | 2020/3/27 | P. 2-11 | (4) 特記事項に(E)を追加 |
| 1.7 | 2020/3/27 | P. 2-17 | 2.2.8 代理人管理者ユーザー更新を追加 |
| 1.8 | 2021/9/24 | P. 2-7 | <p>表 2-3 軽申請データ統計帳票の出力項目の算出方法の表タイトルを追加</p> <p>以降の番号を繰り下げ</p> |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|-----------|---------|---|
| 1.8 | 2021/9/24 | P. 2-34 | <p>(4) 特記事項⑥を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、地方公金の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|-----------|---------|---|
| 1.8 | 2021/9/24 | P. 2-35 | <p>(4) 特記事項②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 地方公金(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、地方公金の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |
| 1.8 | 2021/9/24 | P. 2-38 | <p>(4) 特記事項⑥を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料)はまとめ払い ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外(検査手数料)の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 1.8 | 2021/9/24 | P. 2-39 | (4) 特記事項②を以下のとおりに変更 ・ 変更前 ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料)はまとめ払い ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外(検査手数料)の両方がまとめ納付 ・ 変更後 ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |
| 2.0 | 2022/12/16 | — | 全ての画面、帳票のイメージを差し替え |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-2 | (3) 入力項目の【1】対象年月の入力可能範囲を以下のとおりに変更 ・ 変更前 2016/1～2027/12 ・ 変更後 — |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-12 | (3) 入力項目に【7】デフォルト表示メニューを追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-12 | (4) 特記事項に⑤を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-13 | (3) 入力項目に【6】デフォルト表示メニューを追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-13 | (4) 特記事項に⑤を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-22 | (3) 入力項目の【8】証明書有効期限、【9】利用開始日の入力可能範囲を以下のとおりに変更 ・ 変更前 1989/1/8～2027/3/31 ・ 変更後 1989/1/8～2030/3/31 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-24 | (3) 入力項目に【4】記録等事務代行者委託番号を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-28 | (3) 入力項目に【11】記録等事務代行者委託番号、【12】デフォルト電子車検証更新区分を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-29 | (4) 特記事項に⑨を追加 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-30 | (3)入力項目に【11】記録等事務代行者委託番号、【12】デフォルト電子車検証更新区分を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-31 | (4)特記事項に⑨を追加 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-37 | (3)入力項目の【5】納付形態の項目名を以下のとおりに変更 ・変更前 納付形態 ・変更後 納付形態（検証手数料等・自動車重量税） |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-37 | (3)入力項目に【6】納付形態（軽自動車税環境性能割）、【8】担当者名、【9】電話番号を追加 以降の項番を繰り下げ |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|---|
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-38 | <p>(4) 特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ①登録後、「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は変更不可。 ②「一括利用者パスワード」は本システムが自動更新を行うため、軽 OSS ポータルにて初期化を行わないこと。 ③「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は、軽 OSS ポータルにて払い出された内容を入力すること。 ④「一括利用者 ID」及び「納付利用者 ID」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。 ⑤「到達番号パスワード」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせさせた値であること。 ⑥「納付形態」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)” を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)は まとめ納付 ・ “まとめ払い” を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ⑦「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽 OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ①登録後、「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は変更不可。 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|----|--------|------|--|
| | | | <p>②「一括利用者パスワード」は本システムが自動更新を行うため、軽 OSS ポータルにて初期化を行わないこと。</p> <p>③「一括利用者 ID」、「納付利用者 ID」及び「一括利用者パスワード」は、軽 OSS ポータルにて払い出された内容を入力すること。</p> <p>④「一括利用者 ID」及び「納付利用者 ID」は、システム内で一意であり、既に登録済みの値は登録不可。</p> <p>⑤「到達番号パスワード」は英字・数字・記号を 2 種類以上組み合わせた値であること。</p> <p>⑥「納付形態（検査手数料等・自動車重量税）」の設定内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 <p>⑦「納付形態（軽自動車税環境性能割）」の設定内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付”を設定した場合 軽自動車税環境性能割はダイレクト納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 軽自動車税環境性能割はまとめ納付 <p>⑧「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽 OSS より申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編(軽)の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。</p> |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-40 | (3)入力項目の【2】納付形態の項目名を以下のとおりに変更 ・変更前 納付形態 ・変更後 納付形態（検証手数料等・自動車重量税） |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-40 | (3)入力項目に【3】納付形態（軽自動車税環境性能割）、 【5】担当者名、【6】電話番号を追加 以降の項番を繰り下げ |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|---|
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-40 | <p>(4) 特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ① 「到達番号パスワード変更」は英字・数字・記号を2種類以上組み合わせた値であること。 ② 「納付形態」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ③ 「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽OSSより申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ① 「到達番号パスワード変更」は英字・数字・記号を2種類以上組み合わせた値であること。 ② 「納付形態(検査手数料等・自動車重量税)」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(検査手数料・技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ③ 「納付形態(軽自動車税環境性能割)」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付”を設定した場合 軽自動車税環境性能割はダイレクト納付 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ “まとめ払い”を設定した場合 軽自動車税環境性能割はまとめ納付 ④「メールアドレス」に設定したメールアドレスに、軽OSSより申請状況に応じた通知メールが配信される。配信される申請状況ステータスについては、AINAS 概要編(軽)の別紙「申請状況ステータス一覧表(軽)」参照。 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-45 | <p>(4)特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ①登録車の申請情報及び軽自動車の申請情報が存在する会員の削除は不可。 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ①申請情報が存在する会員の削除は不可。 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-46 | <p>(4)特記事項を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ①API キーはランダム値で発行し、同一代理人拠点で20個まで発行可能。 ②発行したAPI キーは削除不可。 ③発行したAPI キーはパスワード有効期限が切れた状態であるため、初回利用時には、パスワード変更を実施すること。 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ①API キーはランダム値で発行し、同一代理人拠点で300個まで発行可能。 ②発行したAPI キーは削除不可。 ③発行したAPI キーはパスワード有効期限が切れた状態であるため、初回利用時には、パスワード変更を実施すること。 |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-47 | 2.4.17 会員依頼人拠点照会追加 以降の章番号を繰り下げ |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-48 | 2.4.18 会員依頼人拠点更新 以降の章番号を繰り下げ |
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-50 | (3)入力項目に(B)を追加 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|---|
| 2.0 | 2022/12/16 | P. 2-51 | 2.5 ファイル管理を追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-8 | 図 2-8 代理人ユーザー検索画面において、ログインIDの吹き出しを追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-28 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-28 | (3)入力項目の【12】の項目名を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 デフォルト電子車検証更新区分 ・変更後 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-28 | (3)入力項目に【13】(軽)継続検査デフォルト電子車検証更新区分、【14】中間登録デフォルト電子車検証更新区分を追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-29 | (4)特記事項の⑨を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 「デフォルト電子車検証更新区分」は、移転登録、変更登録、記載変更及び継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。 ・変更後 「継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-29 | (4)特記事項の⑩、⑪を追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-30 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-30 | (3)入力項目の【12】の項目名を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 デフォルト電子車検証更新区分 ・変更後 継続検査デフォルト電子車検証更新区分 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-30 | (3)入力項目に【13】(軽)継続検査デフォルト電子車検証更新区分、【14】中間登録デフォルト電子車検証更新区分を追加 |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-31 | (4) 特記事項の⑨を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 「デフォルト電子車検証更新区分」は、移転登録、変更登録、記載変更及び継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。 変更後 「継続検査デフォルト電子車検証更新区分」は、継続検査における依頼データ更新時の「電子車検証更新区分」の初期値となる。 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-31 | (4) 特記事項の⑩、⑪を追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-32 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-42 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-47 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-48 | (2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-48 | (3) 入力項目の【1】の項目名を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 電子車検証更新区分 変更後 継続検査電子車検証更新区分 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-48 | (3) 入力項目に【2】中間登録電子車検証更新区分、【3】(軽) 継続検査電子車検証更新区分を追加 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-48 | (4) 特記事項の①を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 「電子車検証更新区分」に設定した値は、移転登録、変更登録、記載変更及び継続検査における依頼データ登録時に「電子車検証更新区分」へ自動で登録される。 変更後 「継続検査電子車検証更新区分」に設定した値は、継続検査における依頼データ登録時に「電子車検証更新区分」へ自動で登録される。 |
| 2.1 | 2023/12/20 | P. 2-48 | (4) 特記事項の②、③を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 1-1 | 図 1-1 代理人組織の新規追加時に行う業務フロー(概要) 1. 代理人組織と管理者の作成 (管理人業務) の②代理人証明書登録を削除 以降の番号を繰り上げ |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 1-1 | 図 1-1 代理人組織の新規追加時に行う業務フロー(概要) 2. 代理人組織と拠点の管理 (代理人業務) に②代理人証明書登録を追加 以降の番号を繰り下げ |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-8 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-10 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-10 | 図 2-11 代理人ユーザー照会画面のボタン表示例(2/2)を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-11 | (4)特記事項の(F)、(G)を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-12 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-12 | (3)入力項目に【8】権限を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-13 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-13 | (3)入力項目に【7】権限を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-14 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-16 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-18 | 2.2.9 代理人拠点管理者ユーザー登録を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-19 | 2.2.10 代理人拠点管理者ユーザー更新を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-20 | 2.2.11 代理人拠点管理者ユーザー削除を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-22 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-26 | (4)特記事項の②を追加 以降の番号を繰り下げ |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-27 | 2.3.6 代理人証明書登録を追加 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-30 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-36 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-37 | (2)画面のレイアウトのイメージを差し替え |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-37 | (3)入力項目の【5】納付形態(警察・支局)の項目名を以下のとおりに変更 ・変更前 納付形態 ・変更後 納付形態(警察・支局) |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-37 | (3)入力項目の【6】納付形態(県税)を追加 以降の項番を繰り下げ |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-38 | <p>(4) 特記事項の⑥を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <p>⑥「納付形態」の設定内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <p>⑥「納付形態(警察・支局)」の設定内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-38 | <p>(4) 特記事項に⑦を追加 以降の番号を繰り下げ</p> |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-39 | <p>(2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え</p> |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-39 | <p>(3) 入力項目の【2】納付形態(警察・支局)の項目名を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 納付形態 ・ 変更後 納付形態(警察・支局) |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-39 | <p>(3) 入力項目の【3】納付形態(県税)を追加 以降の項番を繰り下げ</p> |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-39 | <p>(4) 特記事項の②を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ②「納付形態」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ②「納付形態(警察・支局)」の設定内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-40 | <p>(4) 特記事項に③を追加 以降の番号を繰り下げ</p> |
| 2.2 | 2024/12/20 | P. 2-41 | <p>(2) 画面のレイアウトのイメージを差し替え</p> |

| 版数 | 改定・改編日 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|------------|---------|--|
| 2.3 | 2025/03/19 | P. 2-38 | <p>(4) 特記事項の⑥を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 <ul style="list-style-type: none"> ⑥「納付形態（警察・支局）」の設定内容を以下に示す。 ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 ・ 変更後 <ul style="list-style-type: none"> ⑥「納付形態（警察・支局）」の設定内容を以下に示す。 ・ “ダイレクト納付(国庫金限定)”を設定した場合 国庫金(検査登録手数料、自動車重量税)はダイレクト納付 国庫金以外(保管場所証明申請手数料、技術情報管理手数料)はまとめ納付 ・ “まとめ払い”を設定した場合 国庫金、国庫金以外の両方がまとめ納付 |

OSS 申請共同利用システム
操作マニュアル

Copyright© 2017

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

本マニュアルを事前の許可なく複製、転載、再配布することを禁じます。